

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和 7 年 10 月 2 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第4回

## 熊本県議会

## 農林水産常任委員会会議記録

令和7年10月2日(木曜日)

午前9時58分開議

午前11時50分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第8号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第14号 令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第15号 令和7年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

議案第16号 令和7年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について

議案第17号 令和7年度県営林道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第58号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

報告第20号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 公益財団法人くまもと里海づ

くり協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第33号 い業振興に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①令和7年8月10日からの大雨による農林水産関係被害及び対応について
- ②農産物輸送状況調査結果について
- ③営農継続に向けた取組みについて

出席委員(8人)

委員長	河津修司
副委員長	池永幸生
委員	前川收
委員	城下広作
委員	山口裕
委員	松村秀逸
委員	西村尚武
委員	幸村香代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長	中島豪
理事	
(食のみやこ推進担当)	
兼食のみやこ推進局長	間宮将大
政策審議監	磯谷重和
生産経営局長	徳永浩美
農村振興局長	永田稔
森林局長	宮脇慈
水産局長	那須博史
農林水産政策課長	紙屋勝良
団体支援課長	岩野洋士
政策調整監	杉谷将洋

流通アグリビジネス課長 甲斐 久美子  
農業技術課長 山本 剛士  
農産園芸課長 福永 哲  
畜産課長 安武 秀貴  
担い手支援課長 林田 慎一  
農村計画課長 野入 正憲  
首席審議員  
兼農地整備課長 大森 直樹  
むらづくり課長 岩田 長起  
技術管理課長 宮川 和幸  
森林整備課長 野間 圭  
林業振興課長 藤田 隆利  
森林保全課長 山下 聖二  
水産振興課長 山下 博和  
漁港漁場整備課長 植田 光和  
農業研究センター所長 工藤 真裕

事務局職員出席者

議事課課長補佐 岡部 康夫  
政務調査課主幹 入舟 卓雄  
議事課参事 中野 千春

午前9時58分開議

○河津修司委員長 ただいまから第4回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、付託議案等の審査に入りますが、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、中島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いします。

○中島農林水産部長 今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、2点御報告いたします。

まず、農林水産部における8月10日からの大雨災害への対応についてです。

県内広範囲に甚大な被害が生じた農林水産関係の9月末時点の被害額が約861億円と、熊本地震、令和2年7月豪雨に次ぐ規模の災害となりました。

応急対応から復旧、復興へとフェーズが移行する中、被災された生産者の方々が、経営継続に向けた意欲を維持し、速やかに経営を再開していただくためには、被災した農林水産業の基盤となる農地、農業用施設、山地、林道等の復旧に加え、早期営農再開に向けた農業用機械の復旧や生産資材の確保などの支援に迅速かつ丁寧に取り組んでいくことが重要と認識しています。

そのため、県では、発災後速やかに金融相談や営農相談の窓口を設置し、生産者の相談に対応するとともに、被害の大きい野菜苗、イグサ、大豆や排水機場についてプロジェクトチームを立ち上げ、市町村や関係団体と連携し、早急な対応策の検討を進めてまいりました。

さらに、市町村に対しましては、農林水産業の基盤の復旧に向けて、農地、農業用施設や林道等の被害状況調査を支援するとともに、災害復旧事業に係る技術的な助言も行っております。

また、特に速やかな対応が必要なトマト苗等の生産資材の調達支援、排水機場や山地災害箇所の復旧等については、先月、知事専決処分により予算措置を行い、それぞれ事業に着手しております。

加えて、今回、追加提案分として、農業用機械の復旧をはじめとした営農の早期再開や農地、山地、林道の復旧等に必要な予算を提案させていただいており、復旧、復興に向けた取組を加速させてまいります。

地域を支える基幹産業である農林水産業が一日も早い復旧、復興を果たし、地域の魅力を再び輝かせることで、持続可能な地域とし

て再生できるよう、農林水産部を挙げて精い  
っぱい取り組んでまいります。

なお、大雨被害の状況及び対応の詳細につ  
きましては、後ほど、その他報告事項として  
御説明させていただきます。

2点目は、赤潮対策についてです。

本県水産業の喫緊の課題である赤潮対策につ  
きましては、今年4月に水産研究センターに  
赤潮対策プロジェクトチームを立ち上げ、  
チーム一丸となり対策の加速化を図るととも  
に、養殖業者、県海水養殖漁協、市町と連携  
し、赤潮被害の最小化に取り組んでおりま  
す。

そのような中、9月16日に、上天草市から  
八代海で警報を発令していたシャットネラ赤  
潮により、養殖シマアジのへい死が発生した  
との報告を受け、同日付で水産関係危機管理  
対策本部を設置し、最大限の警戒を行ってま  
いりました。

9月29日に、水産研究センターが八代海の  
赤潮調査を実施したところ、シャットネラ属  
を含む有害赤潮が確認されなかつたため、同  
日付で八代海に発令していた赤潮警報を解除  
し、水産関係危機管理対策本部も解散いたし  
ました。

幸いなことに最初の被害報告から被害の拡  
大はなく、今回の赤潮による被害は、養殖シ  
マアジが6,500尾へい死し、被害金額は212万  
円となりました。

なお、今回の被害については、養殖共済で  
補償される予定となっております。

引き続き、有害赤潮の発生状況を注視する  
とともに、持続的な養殖業の実現に向けて、  
関係者との連携をより一層強化し、赤潮対策  
に取り組んでまいります。

続きまして、今回提案しております議案等  
の概要を御説明させていただきます。

まず、補正予算関係として、梅雨前線豪雨  
等による災害からの復旧経費等としての2億  
円を計上しています。これに、追加提案分の

8月10日からの大雨災害への対応に要する經  
費等の137億円余を加えた、総額139億円余の  
増額補正を計上しております。

次に、専決処分に関する報告及び承認につ  
きましては、8月の大雨災害に速やかに対応  
するため、8月27日に知事専決処分により計  
上した11億円余の補正予算に係るものでござ  
います。

補正後の現計予算額は、一般会計、特別会  
計を合わせて916億円余となります。

また、条例等関係では、農林水産関係の建設  
事業の經費に対する市町村負担金及び工事  
請負契約の変更について提案しております。

さらに、報告関係では、県が出資する公益  
法人等の経営状況及びイ業振興に関する施策  
について御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要で  
ございます。

加えて、その他報告事項として3件を御報  
告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長か  
ら説明させますので、御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○河津修司委員長 それでは、引き続き、各  
課長から説明をお願いします。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課で  
ございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及  
び条例等関係について御説明させていただき  
ます。

1ページをお願いいたします。

令和7年度8月専決及び9月補正予算総括  
表でございます。

表の上段項目、左から3列目、(B)欄が8  
月専決額となります。

専決にて予算措置を行った内容は、全て8  
月大雨災害において至急対応が必要となつた  
4つの事業で、一般会計の合計は、11億

7,000万円余となっております。

また、表の真ん中の少し右の列、(C)欄が9月補正額となります、その列の一番下、一般会計と特別会計の3合計の欄でございますが、合計のとおり、農林水産部の9月補正合計額は、2億300万円余の増額補正でございます。

この2つを合わせました専決及び補正後の総額は、表の一番下、右の合計額のとおり、779億2,000万円余となっております。

なお、1ページの前のページの上のところに米印で資料の凡例というのが載っておるかと思いますけれども、各予算の該当のところの説明の欄には、新規事業にはマル新、大雨対策関連は8月大雨と記載しているところでございます。

次に、部内複数の課に関係する項目について、まとめて御説明させていただきます。

ページは、16ページをお願いいたします。

令和7年度繰越明許費の設定につきまして、主に農地整備課の農業生産基盤整備事業や森林保全課の治山事業など合計61億円余、これに災害復旧費分を加え、農林水産部全体で合計63億9,000万円余となっております。

なお、本会議における繰越設定については、適正な工期設定の視点から、10月以降の工期が6か月以上を要することが確実な事業について、令和3年度以降お願いしているものでございまして、例年、70億から80億程度となっております。

それでは、この後、各課から建制順に主なものを御説明いたします。

その中において、各課において国庫支出金の国への返納金というのが出てまいります。これにつきましては、全部で9件、計530万円余ございます。これらは、過年度事業の事業費確定等に伴うものでございますので、個別の説明は省略させていただきたいと思います。

農林水産政策課は以上でございます。

○山本農業技術課長 農業技術課でございます。

2ページをお願いいたします。

2段目、農業改良普及推進費の説明欄、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業は、農業支援サービス事業の展開を加速化させるため、サービス事業体におけるスマート農業の導入に対し助成するものでございます。

農業技術課については以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

12ページをお願いします。

専決処分の報告及び承認についてでございます。

2段目の農作物対策推進事業費の説明欄、令和7年8月大雨営農再開支援事業は、被災農業者の早期営農再開に必要な生産資材の調達や被災したトマト苗の代替苗を確保する取組に対して助成を行うものです。

農産園芸課は以上でございます。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

13ページをお願いいたします。

8月専決処分の報告についてでございます。

上から2行目の農業構造改善事業費の説明欄、令和7年8月大雨営農再開支援事業は、本年8月の大雨によって、県内の広範囲で農業用機械や施設が冠水し、甚大な被害を受けたことから、被害を受けた農業用機械等の修繕、再取得を支援する事業で、補助率は最大2割まで、市町村と同率で補助することとしており、県、市町村合わせて最大4割を補助するものです。

農業者の営農意欲の減退を防ぎ、早期の営農再開を図ることを目的に、専決処分で予算

措置させていただいたものでございます。  
　　担い手支援課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

6ページをお願いいたします。

4段目は、農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の追加でございます。

説明欄1の熊本市の第一海路口地区及び2の美登里地区について、排水機場の整備に当たりまして、農業用排水ポンプに附帯する電気工事を複数年にわたって行うため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

1段目の農業生産基盤整備事業費、これについても債務負担行為の変更でございます。

説明欄1の八代市の津口・芝口1期地区及び2の宇城市、氷川町の若洲地区について、排水機場の整備に当たりまして、現地の土質条件及び地元調整により、施工時期を変更する必要が生じましたので、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

3段目の農地防災事業費の説明欄、農村地域防災減災事業については、地滑り防止施設の整備のため、増額をお願いするものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

1段目の説明欄1の宇城市の砂川地区及び2のあさぎり町の第二清願寺地区並びに2段目の説明欄の宇土市の松原地区につきましては、農地防災事業費の債務負担行為の追加及び変更となっております。

農村地域防災減災事業における排水機場や水管理システムの整備に当たりまして、物価高騰に伴う最新資材等単価への変更のため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

2段目の団体営農地等災害復旧費につきま

しては、本年7月までの災害により被災した農地や農業用施設の復旧のため、増額をお願いするものでございます。

また、3段目は、県営農地等災害復旧費の債務負担行為の追加でございます。

大切畑ダムの堤体工事の追加に伴い、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

また、専決処分の関係でございます。

14ページをお願いいたします。

14ページ、2段目の県営農地等災害復旧費につきましては、本年8月の大雨により被災した排水機場の復旧に要する経費を計上させていただいております。

農地整備課は以上でございます。

○岩田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

10ページをお願いいたします。

6段目のふるさと・水と土保全基金積立金については、基金を活用した未来につなぐふるさと応援事業の返還金を基金に積み立てるものです。

むらづくり課は以上です。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

11ページをお願いいたします。

2段目の現年林道災害復旧費の説明欄のとおり、本年6月、梅雨前線豪雨で発生いたしました林道災害の復旧を行う球磨村に対する助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

15ページをお願いします。

専決処分の報告でございます。

緊急治山事業費は、8月の大雨に伴う山地災害発生箇所について、早期に復旧工事を実

施するための測量設計委託費でございます。  
森林保全課は以上です。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

別冊となります農林水産常任委員会説明資料の予算関係追号について、続けて御説明をさせていただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

先に説明をいたしました8月専決及び9月補正に追号分を加えました令和7年度9月補正予算追号分の総括表でございます。

ちょうど真ん中辺りの列、(D)の欄が、令和7年8月の大震災に対する各種対策等の予算に係る追号でありまして、貸付資金の利子補給や生産資材等の導入、機械等の修理、再取得支援、農地や農業用施設、山地、林道災害等の緊急復旧、漂流・漂着物の処分など、一番下段の合計の欄のとおり、137億4,300万円余の増額補正でございます。

専決と通常補正、さらには追号を合わせました9月補正後の総額は、表の一番下、右の合計額のとおり、916億6,000万円余となっております。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課でございますが、上段2段目、農政諸費につきましては、8月大雨により、浸水、落雷の被害を受けた農業公園の土砂撤去、放送設備復旧に要する経費でございます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

3ページをお願いいたします。

8月大雨被害対策として、被災された農林漁業者を対象とする金融支援制度を創設するための予算でございます。

2段目、経営対策資金助成費は、今回の大震災で被災された農業者に対する利子補給でござります。

最下段、林業金融対策費は、林業者向けに同様の措置を講ずるための経費でございます。

4ページをお願いします。

2段目の金融対策費は、漁業者向けに同様の措置を講ずるための経費でございます。

団体支援課は以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

5ページをお願いします。

2段目の農作物対策推進事業費の説明欄、令和7年8月大雨営農再開支援事業は、先ほど御説明をしました専決事業について、9月2日に国の事業が発動したことにより、予算の一部を一般財源から国庫支出金に財源更正するとともに、浸水被害を受けた農作物残渣の撤去に対する支援等に必要な予算を増額しております。

4段目の現年共同利用施設災害復旧費の説明欄、農業共同利用施設災害復旧事業は、大雨で被災した農業共同利用施設の復旧に対して助成を行うものです。

農産園芸課は以上です。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

6ページをお願いします。

2段目、畜産生産基盤総合対策事業費の説明欄、畜産経営復旧緊急支援事業は、大雨により被災し死亡した家畜等の化製処理等を行う畜産農家に対する助成及び被災した畜舎等の消毒に要する経費でございます。

畜産課は以上です。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

7ページをお願いいたします。

2段目の農業構造改善事業費の説明欄、令和7年8月大雨営農再開支援事業について

は、先ほど御説明しました専決処分の後に、国が9月2日に機械等の復旧支援を発表したこと、被害調査が進むにつれ、農業機械等の被害額が増大したこと、また、多くの専用機械を使用するイグサ栽培において被害が大きいことなどが判明いたしました。

そこで、追加提案では、国費の受入れを含めた県予算額の増額、それから、事業内容としましては、補助率は原則10分の2ですが、全国唯一のイグサ産地の維持のため、イグサ専用機械の再取得や製造中止の一部機械の修繕に限り、補助率を10分の3に引き上げを行い、8月の大雨で被災した機械や施設の復旧を支援するものでございます。

担い手支援課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

8ページをお願いいたします。

2段目の海岸保全事業費の説明欄、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費につきましては、8月の大雨により農地海岸に漂着した流木等の処理に要する経費となっております。

3段目の農地防災事業費の説明欄1、農村地域防災減災事業につきましては、大雨により海岸柵門周辺に堆積した土砂の撤去に要する経費でございます。

2の水利施設管理強化事業につきましては、大雨の前は渇水傾向でございましたので、渇水、高温対策に取り組む農業水利施設の施設管理者に対して助成を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

2段目の団体営農地等災害復旧費については、大雨により被災した農地等の災害復旧に対して、市町村などに助成を行うものでございます。

3段目の県営農地等災害復旧費につきましては、被災した排水機場の県で復旧するもの

に要する経費でございます。

3段目の県営農地等災害復旧費の債務負担行為の追加でございます。

大雨により被災した排水機場の復旧に必要な工事のため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

農地整備課は以上でございます。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

10ページをお願いいたします。

2段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費の説明欄のとおり、大雨災害で被災した木材加工流通施設等への再整備経費に対する助成を行うものです。

4段目の現年林道災害復旧費の説明欄のとおり、市町村が行う大雨災害で被災した林道施設の災害復旧に対する助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

11ページをお願いします。

緊急治山事業費は、8月の大雨に伴い、山地災害が発生した295か所のうち、緊急に復旧を要する29地区の対策を実施するための工事費等でございます。

森林保全課は以上です。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

12ページをお願いします。

2段目、漁場環境等対策事業費の説明欄、水産多面的機能発揮対策事業は、大雨により被害を受けた干渉等の保全を行う協議会に対し助成をするものです。

水産振興課は以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課で

ございます。

13ページをお願いいたします。

2段目の説明欄、単県漁港漁場施設補修事業費につきましては、大雨により漁港海岸等に漂着した流木の処理等に要する経費でございます。

3段目の説明欄、海域漂流・海岸漂着物地域対策事業につきましては、大雨により海域へ流入した流木の処理等に要する経費でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

予算関係及び条例等関係の資料にお戻りをいただきまして、17ページをお願いいたします。

このページの議案第14号から議案第16号までは、いずれも令和7年度の農林水産関係の建設事業等につきまして、受益市町村が負担する工事費の負担額に相当する額を定めるものでございます。

県が行う建設事業等につきましては、法律上、その経費について、受益市町村に負担をさせることができるとされております。

この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに、17ページの議案第14号が地方財政法関係、20ページの議案第15号が土地改良法関係、22ページの議案第16号が海岸法関係のものとなっております。

各事業の負担割合は、国のガイドライン等に基づき設定したもので、受益市町村の同意を得ているものでございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

議案第17号、令和7年度県営林道事業の経費に対する村負担金についてです。

枠内について、事業名、県営林道事業、負担すべき金額として、工事費の100分の10に相当する金額を定めるものです。

建設工事等に伴う受益市町村の負担金については、農林水産政策課から先に説明があつた議案第14号から16号までと同じですが、今回、県営林道事業では、初めて令和3年に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、村の同意を得て負担をいただくこととしたことから、林道事業担当の林業振興課より説明させていただきました。

林業振興課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

24ページをお願いいたします。

議案第24号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和5年度着手の津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事の請負契約のうち、工期について、契約締結の日の翌日から令和8年3月13日までを契約締結の日の翌日から令和8年3月31日までに、契約金額について、8億5,891万5,839円を7億4,320万1,014円に変更するものでございます。

事業の概要については、次の25ページに記載しております。

工事内容につきましては、排水機場の整備でございます。

資料の最下段、主な変更理由ございますけれども、3番に記載したとおり、排水機場の建設に伴いまして、軟弱な地盤層が確認されたため、その対策の検討に期間を要するということと、あと樋門、樋管への影響を詳細に検討する必要があることから、当該工種を減ずるものとなっております。

農地整備課は以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

26ページをお願いします。

報告第20号、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、27ページをお願いします。

この法人は、1、基本情報、(1)のとおり、野菜生産出荷安定法に基づく価格安定事業を行うことにより、野菜生産農家の経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図ることを目的としております。

次に、2、令和6年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減については、右下の欄のとおり、230万円余の増となっております。

28ページの(2)を御覧ください。

当期正味財産増減の主な理由につきましては、一般正味財産及び当期指定正味財産がともに増加したためでございます。

3、事業実績等についてです。

(1)の資金造成については、交付予約数量計画2万2,757トンに基づき、造成額は13億8,400万円余となり、うち5億8,900万円余は、国の造成分として独立行政法人農畜産業振興機構で積み立て、残りの7億9,400万円余が当協会の必要造成額となりました。

必要造成額につきましては、事業年度終了時残高7億7,800万円余と本年度必要造成額との差額の1,600万円余を、業務方法書に基づき造成、払戻しを行いました。

(3)の補給金の交付実績では、昨年度は、ニラ、レンコン、冬春トマト等7品目について、合計2,200万円余を交付しております。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

29ページをお願いします。

報告第21号、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要につきましては、30ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報、(1)のとおり、畜産農家や団体への経営、技術指導及び畜産物価格安定対策、家畜の改良等を通じた畜産振興と畜産物の安定供給に資することを目的としております。

2、令和6年度決算の概要についてでございます。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産増減額は、右下、1億3,500万円余の増となっております。

31ページ上段、(2)正味財産増減の主な理由といたしまして、子牛、枝肉価格の低迷及び配合飼料価格高止まりの影響から、肉用子牛生産者補給金及び肉用牛肥育経営安定交付金、いわゆる牛マルキンが交付されました。が、肉用子牛補給金は、全額国の財源から交付され、生産者積立金からの交付がなかったこと、また、牛マルキンは、積立額に対し交付額が少なかったことなどから、正味財産増減額は1億3,500万円余の増となりました。

3、事業実績等についてでございます。

(1)から(3)までが公益目的事業になります。

(4)が収益事業になっております。

まず、(1)につきましては、畜産経営体の育成、経営支援を行うもので、農畜産業振興機構等の事業を活用し、畜産農家に対する経営改善指導、補助事業などを行っております。

(2)は、家畜衛生対策の推進でございます。

家畜の疾病予防や家畜伝染病発生時の対策

などのため、ワクチン接種や家畜防疫互助基金制度など、衛生対策を推進しております。

(3)は、畜産物の価格安定対策の推進でございます。

子牛補給金制度や牛マルキン制度において、生産者積立金の管理及び補填金の交付業務等を実施しております。

(4)は、家畜の改良、登録の推進でございます。

家畜の登記、登録や肉用牛の産肉能力の統計的な分析等を実施しております。

以上が熊本県畜産協会の経営の概要でございます。

畜産課は以上です。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

32ページをお願いいたします。

報告第22号、公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、次の33ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、活力ある農業の振興、潤いのある県民生活の向上に寄与することであり、農業公社では、農地の規模拡大などによる農業経営の安定、農地及び農業用施設の有効利用の推進、就農、就業の支援及び青年農業者等の育成支援、熊本県農業公園の管理運営を実施しております。

次に、2の決算の概要についてでございます。

(1)に令和6年度の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

次ページの(2)当期正味財産増減の主な理由を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は52万円

の減となりましたが、公益目的事業会計における減少によるものです。

その主な要因は、人件費等の経費の増加であります。公益目的事業を実施する上で支障のない範囲でございます。

次に、3の事業実績等について御説明いたします。

まず、事業の中心となります(1)農地中間管理等事業による農地の貸借については、貸付実績で1,580ヘクタールとなりました。

(2)の農地の売買事業につきましては、売渡し実績で152ヘクタールとなりました。

(3)の新規就農支援事業につきましては、新規就農支援センターの活動を通じて、683件の相談に対応いたしました。

最後に、(4)農業公園管理運営等事業についてですが、自主イベント及び誘致イベントを開催したところですが、令和6年度は、週末に雨が多かったことなど天候不順の影響から、入園者数は、前年度比約10%減の約40万4,000人となりました。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

担い手支援課は以上でございます。

○野間森林整備課長 森林整備課でございます。

35ページをお願いします。

報告第23号、公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の36ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、造林、育林等の事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興並びに住民の生活環境の向上に寄与することを目的としております。

2の令和6年度の決算概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲

載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

次のページの(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は、1億5,133万5,000円の増で、主に公益目的事業会計における増加によるものです。

その主たる要因は、林業公社等会計基準に基づき、森林整備に要した経費を資産として計上したことによるものです。

3の事業実績等についてです。

主要事業の実績につきましては、(1)の表のとおりであり、これまで造成してきた資源が充実しつつあることを踏まえて、利用間伐の推進に努めたほか、(3)のとおり、新たな収入源として取り組んでいるJ-クレジット制度について、令和6年1月にクレジットを約2,600CO<sub>2</sub>トン取得し、そのうち1,905CO<sub>2</sub>トンを6年度に民間企業に販売いたしました。

森林整備課は以上です。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

資料の39ページをお願いします。

報告第24号、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、40ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報、(1)のとおり、林業事業体に雇用される林業従事者の就業環境を整備し、その安定確保を図るとともに、若年従事者の育成、確保を促進することを目的としております。

2、令和6年度の決算の概要についてです。

(1)に今期決算の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

41ページの(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は、マイナス1億5,975万4,000円で、主に指定正味財産の評価損によるものです。

主たる要因は、保有する債券の評価額が減少したものです。債券の評価額としての減少幅は大きいですが、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲のものです。

続いて、3、事業実績等についてです。

(1)の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険掛金の事業主負担の助成、新規参入者を雇用した事業体への助成を行っており、基金運用益を財源とした事業です。

(2)以降の事業では、国や県からの補助及び委託事業により、林業に興味がある方への林業体験学習会や林業就業希望者への長期研修、林業就業に関する広報活動のほか、林業事業体への就職あっせんなどの事業を行っており、くまもと林業大学校の運営の一部も行っています。

林業振興課は以上です。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

42ページをお願いします。

報告第25号、公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、43ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に実施し、県民への水産物の安定供給と海洋環境の保全に寄与することを目的としております。

2、決算の概要についてです。

(1)に今期決算の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産増減について御説明いたします。

す。

44ページの(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は、355万円の減少ですが、特定資産で保有している有価証券の評価損が324万9,000円発生したことに加え、棚卸資産である稚魚について、令和5年度と比較して減となっているためです。

3、事業実績等についてです。

(1)の公益目的事業である里海づくり事業ですが、マダイ、ヒラメ、クルマエビなどの9種類の種苗生産、配付を行うとともに、栽培漁業地域展開協議会の事務局として、マダイ97万2,000尾、ヒラメ58万7,000尾を放流するなど、共同放流を推進しています。

また、クマモト・オイスターなどの種苗生産技術開発試験やタイラギなどの中間育成技術開発試験を実施しております。

さらに、八代漁協が行う種苗生産、各漁協が取り組む種苗の中間育成や放流に対し、指導助言を行うとともに、小学生の研修の受入れや啓発活動に取り組んでいます。

(2)の収益事業であるその他事業につきましては、養殖業の発展を目的に、クルマエビの養殖用種苗367万尾を生産し、配付しております。

水産振興課は以上です。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

45ページをお願いします。

報告第33号、い業振興に関する施策の報告についてです。

概要につきまして、次の46ページで御説明をいたします。

まず、1、い業振興に関する必要な施策の報告につきましては、熊本県いぐさ・畠表の振興に関する条例第4条第7項の規定により、本年度からい業振興に関する必要な施策を報告するものです。

次に、2、報告の内容ですが、イ業振興の施策として、4つの事業に取り組んでおります。

(1)のいぐさ産地総合支援事業は、イ業関係機関が行う各種活動を支援し、生産、流通、消費拡大対策を総合的に進めるものです。

(2)のいぐさ・畠表生産体制強化支援対策事業は、イグサ専用機械の導入や機能強化を支援するもので、イグサ畠表の生産体制を強化していくものです。

(3)のくまもと畠表価格安定対策事業は、畠表価格が下がった際に、国の事業と連動し、補填率が平準化するよう県で上乗せ助成するもので、これにより生産者の経営安定を図ります。

(4)の県産いぐさ畠表流通緊急推進事業は、県内新築住宅等の施主に対して、県産イグサ畠表を提供することで、その後の畠表替えや畠新調などの長期的な需要創出を目指すものでございます。

農産園芸課は以上です。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願ひします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川收委員 8月の豪雨災害関連で、今回も予算が出ておりますが、8月に行われました専決処分、それから今議会の冒頭提案分、そして追加提案ということで、3段階で農林水産部の災害対応に当たる予算の御提案がっておりますので、それに絡んでちょっと質問させてもらいたいと思います。

まず一番最初は、これは予算関係追号ですね。

薄いほうの9ページでありますけれども、この中に排水機場についての予算が出てきております。

これは、県営農地等災害復旧事業費、3段目ですね。排水機場、県営の災害復旧に要する経費と、上天草ほか9地区ということになっておりますけれども、今回の災害の非常に特徴的な部分は、内水面で起きたということと、内水面というか、内水害ということですかね。

一般的には、例えば、川が決壊して、その川の水で災害が起きることが多いわけですが、全部が全部じゃありませんけれども、ほとんどが、その川の堤防決壊による被害じゃなくて、静かに水が上がって来る、つまり、排水機場がそもそもあるけれども、その排水機場の機能が発揮できなかつたのか、機能が劣っていたのか、そこはよくこれから調べてもらいたいと思いますけれども、そういった部分において、内水面で降った雨が外に出せなくて、結果として静かに被災してしまったというのが現状だというふうに思ってます。

ここに1つ書いてありますけれども、排水機場は、県営のものと県営以外のものと、それぞれにあるのかなというふうに思ってますが、その中身について少し教えてください。これが第1問です。

それから、こういう災害が起きたわけありますから、当時は、大潮、満潮という非常に厳しい状況にも重なったというお話を聞いてますが、大潮は必ず来るわけで、満潮ももちろん当たり前ですけれども、来るわけでありまして、こういう災害が起きた場合、たまたま運が悪いことに大潮、満潮が重なったからということではなくて、それはそういう状況があっても、被災させない、災害を起こさないということがとても大事だというふうに

思ってまして、そのためには何が必要か。

いわゆる現況復旧だけで本当にカバーできるのか、もしくは、排水機場の能力等々についてしっかりと考えていいかないとできないのか、もしくは、排水機場以外の方法が何かあるのかよく分かりませんけれども、その辺のところをしっかりとやっぱり研究してもらわなきやいけないと思ってます。

当然、これは排水機場だけの、農林水産部だけの話じゃないんですけども、今県下全域を見ていると、いわゆる予算的にしっかりとそういったものが造られているところ、造られているのは、ほぼ農林水産部ですね。国交省マターでやっているところは、市町村が担当に、国交省、市町村ということになるからかもしれません、県営というのではなくて聞いたことがない。市町村営になって、非常にハードルも高くて、なかなか、私も、排水機場を造ってほしいということを経験したんですけども、なかなか造ることができなかつたという経験もしておりますけれども、今ある排水機場をしっかりと更新していただいているのは、日常的な今の予算でやっていただけてますけれども、これにプラスやっぱり災害対応ということがもう明らかになったですから、これに対して、この後何が必要なのかということについてはきっちと検証して、また明らかにしていただき、その対策もしていかなければならぬというふうに思っておりますけれども、その件についてのお考えを聞かせてください。

それから、同じ追号議案の7ページですけれども、農業用機械や施設等の復旧に対する助成ということで、今回、補正の追号という形で、また予算追加していただいております。

通常分が、国が3割、それから、今回県が2割、そして、市町村に2割お願いするという形で、補助額は7割と、全部完結すればそういうことになるんだろうと思いますが、イ

イグサに関しては、先ほどお話があった条例もつくってありますから、きちっとイグサについては手厚く守らないと、日本のイグサ生産がなくなってしまうというお話でありますから、その点については、しっかり3割、3割、3割ということで、9割補助という形になるというお話は伺っておりますし、先ほどの説明でもいただきました。

心配なのは、イグサの機械の生産をやっているところがもうほぼなくて、お金の問題じゃなくて、そもそも修理ができるのか、もししくは、もう駄目なときは新しく買い換えることができるのかどうかについては、それぞれお調べいただいているというふうに思いますが、その見込みについて教えてください。

それともう一つは、これは被災者の皆さんからよく聞く話なんですけれども、電気系統を含めた機械関係というのは、一旦水が上がって冠水してしまって、もうそのまま動かなくなる機械もあるし、水が引いて乾いた後は、一旦動くと、一旦動いているけれども、何か月かすれば、そのことが原因でやっぱり動かなくなってしまうこともあるという話を聞いております。

その際、やっぱりきっちり査定してあげないと、長く期間を置いて見てくれないと、今は大丈夫だったということで、後でそういう止まったときに、それが災害対象になるのかというようなことも非常に難しい判断が必要だと思いますが、やっぱり機械の特性というものがあると思いますので、その辺もしっかり加味してやってもらえばと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

まず、この8月の大雨に係る農業用の排水機場の被災状況についてお答えいたします。

県営の排水機場、現在168か所ございま

す。その全てが主に市町村により管理をしていただいているものでございまして、今回の大雨によりまして、152機場においては計画どおり運転をしておりますが、16機場については、浸水などの影響によりまして計画どおりの運転ができなかったという状況でございました。

現在、そのうち、さらに落雷も含めまして故障があつて運転できなかったというのが15機場ございますけれども、現時点では、それぞれ復旧をいたしまして、9機場が動かない状況ということでございます。これらの9機場につきましては、技術的に難易度も高いということもございますので、県営事業で復旧するということで考えているものということでございます。

それから、今後の復旧の方法でございます。

能力を超えてということでございますけれども、委員おっしゃるとおりでございまして、雨の降り方、それから農地の利用の状況、土地の利用の状況というのは変わってきております。

農業用の排水機場というところで、全てをカバーするというのはなかなか難しいところもございますけれども、今後の復旧に当たりましては、まず、県庁内に農業用の排水機場の復旧強化チームというのを設置いたしました。県のほうできちんと考え方を整理して、これから対応に当たるということでございます。また、老朽化している施設もたくさんございますので、老朽化と併せて、防水扉などの耐水対策ということも併せて取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、あわせまして、ハードだけの対策では、おっしゃるとおり難しい面がございますので、自動運転ですか遠隔監視、それからBCPの作成というのも含めて、ハード、ソフト両面から、この農業用の排水機場について対応していきたいというふうに思ってお

ります。

それから、3点目でございます。

災害対応ということで考えますと、農業用の排水機場だけでは全てをカバーできるとは我々も考えておりません。ということでございまして、今回、河川管理者、土木部でございますけれども、それから、下水道も含めまして、3者関係者が集まりまして、今回の検証と今後の対応を検討するということで、検討会というものを県庁内に設置しております。

この中で、浸水被害の要因というのを分析、検証しながら、今後の有効な方策の検討を含めまして、関係者内が持ち寄って検討する場を設けて、これから検討していきたいということになっております。

今後の方向性につきましては以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

イグサの機械関係についてお答えしたいと思います。

今回の大雪の浸水の被害ということで、1,000台を超えるようなイグサの機械が被害に遭っております。御指摘がありましたとおり、移植機だとかハーベスター収穫機、長さ選別機など、製造がされていない機械もうございます。ただ、おおむね修繕はできるというふうに聞いております。

それから、今回の浸水被害では、基本的には修繕対応が基本になるかなというふうに考えておりまして、しっかり修繕のほうで対応していきたいというふうに思っております。

ただ、一部の機械では、やっぱりちょっと部品取りが難しいというふうなことも聞いておりますので、そういったところも個別の方々の意見を聞きながら丁寧に対応していきたいというふうに思っております。

それから、機械の再生産については、これ

までも、地元等と連携をしながらメーカーに働きかけを行ってまいりました。今後も、地元、それから国も加えて、一緒に連携しながら、再生産の働きかけをしていきたいというふうに思っております。

農産園芸課は以上でございます。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

ただいま委員の方からおっしゃられました昨今の機械につきましては、電気系統とかで水につかって、当初は動いていたなんだけれども、その後に動かなくなったりとか、そういうようなことが見られる、そういうときもありますし、あと、加えて、田植機とかイグサのハーベスターとかにつきましては、水が引いて、乾いて、スイッチを入れて、今エンジンは動くんだけれども、実際にイグサが刈れるのかとか、田植機がうまく動くのかとかというのは、その時期にならないと分からぬといいうような現地の声あたりも聞こえてきております。

ですので、その辺につきましては、国と協議しまして、もう今の時点から繰越しを見越して、国のほうと今対応できるように協議をしているところでございます。

今回の被害につきましては、そういういろんな事例が出てくると思いますけれども、国と協議しながら、知恵を出しながら、丁寧に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

担い手支援課は以上でございます。

○前川收委員 それぞれ御答弁いただきましてありがとうございました。

まず、排水機場についてでありますけれども、私たちは、排水機場を更新しなきやいけない、老朽化しているから更新しなきやいけないということで、本当にたくさん頑張りながら機場の更新を今までやってきましたけれ

ども、今回の災害が起きたことによって、更新していくのは当然でありますけれども、強化していくべきやいけないのかなということを私は感じております。

強化していくべきやいけないのであれば、予算的には、排水機場の更新だけだって非常に多額のお金が要りますし、さっきお話をあった168か所ものこの排水機場を更新するには、何十年という、今の予算規模でいけば何十年もかかってしまうという状況から考えれば、やっぱりトータルでやっていってもらわなければいけないと思ってます。

例えば、排水機場だけじゃなくて、樋門ももちろんセットですけれども、樋門がよく管理されてなくて、砂がたまって、結局、大事なときに樋門が上がらなかつたという実例も、今回の災害の話の中では聞いております。細かくは言いません。

しかし、そういう日常的なやっぱりちゃんとした管理というのもやつていかなければならない中に、市町村に管理委託をすると、造るのは県が造った後に市町村がやると、管理していくというのは非常に難しいんじやないか、土地改良区はもっと難しいんじやないかなということを常に感じておりながらずっと見てきておりました。

そこでありますけれども、例えば、令和2年のあの豪雨災害が起きたときに、想定をはるかに超えてしまえばまた別として、あの規模の豪雨災害であればきっちとクリアできるように緑の流域治水というプランを考え、今まさに実行をしているわけですね。

その中には、川辺川の穴空きダムも含めて、緑の流域治水というものが考えられているわけでありますが、今回の災害においても、やっぱり新しいプランをつくらないと、結局、今のやつを修繕します、今まで排水機場を強化しますということだけでは、多分私は、同等の雨が降ったときには、また同じことが起きてしまうんじゃないかなという

ふうに思います。

同等以上の2倍も3倍もまた降ってしまえば、それは対策をやってもまた災害は起こるけれども、一旦体験してしまった、あってしまったことについて、もうそこまでは起こさないという対応が必要だというふうに思っていますけれども、私は、非常にいい例として、令和2年の豪雨災害の後の緑の流域治水というものの、これは、全体トータルの計画としてつくっていただいたわけでありますが、今はまだ各部署横断で話をされているということでありますけれども、できれば、名前はどうでもいいんですけども、そういう緑の流域治水と同等のやっぱり災害対策というものを練っていただきたいというふうに思っていますが、部長いかがでしょうか。

○中島農林水産部長 今委員のほうから御指摘がありましたこの排水機場を含め、治水に関連しましては、先ほど大森課長のほうからも話しましたとおり、今現在、土木部、農林水産部、それと関係部局一体となって、今後の対応について検討を進めているところでございます。

そういう中で、委員のほうからも御提案がありましたこの流域治水、緑の流域治水ですね。こういった、特に令和2年7月豪雨のときには、遊水池、といったものも含めた大きな方向を示されました。

今回につきましては、内水氾濫とか、また違った形での対応が必要となってくるかと思いますので、その辺り今後のそういう部局横断でしっかり検討を進めて、そういうた、もし大きな方向が必要であれば、しっかりそこも含めて検討を進めていきたいと思っております。

○前川收委員 できれば、該当市町村も含めて、それから国等々にも御協力をいただきながら、きっちとした計画をつくって、二度と

こういう災害が起きないように頑張ってもらえばと思います。

それから、機械補助については、今しっかりやつていただいているということありますので、実際、おっしゃったように、動かしてみなければ分からぬというところがあろうと思いますので、しっかり伴走型で頑張っていただきますようお願いします。

私からは以上です。

○城下広作委員 ちょっと関連します。

排水機場問題でちょっと確認ですが、8月10日以前に、排水機場が壊れている、故障しているというのは、掌握をしていたところがあつたんですか、ないんですか。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

8月10日以前は、排水機場が全て壊れているということはなかったというふうに把握しています。

○城下広作委員 8月10日、雨がいろいろ降って、排水機場が落雷もしくは漏電によって止まつたと。そうすると、排水機場は、当然機能しないというふうになるんですけども、そのことを、関係するその地域の方には、排水機場が漏電だったり落雷になったから止まると、そうすると洪水のおそれがあるからというような周知というのはするんですか、したんですか。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

これは、施設管理している市町村のほうでの決めにもよりますけれども、基本的に、排水機場が動くときには、パトランプが光つて動いているというのが分かるということございます。あとは、ハザードマップなどによりまして、排水機場だけではなくて、その

浸水被害が起こるときには、周知活動などがされているというふうに思つておりますが、この排水機場が動いている、止まっているということのみをアナウンスするということはしていないというふうに思つてます。

○城下広作委員 そこがちょっと問題になるんじゃないかなと思って。いわゆる通常、排水機場があるから、みんな安心だと思っているけれども、たまたま不測の事態で動かない状態になりましたというと、それを知らないと、逆に言えば、また通常ちゃんと機能するから大丈夫だろうと思って、避難とか、車なんかも移動しないわけですよ。

だけど、排水機場が、何らかの段階で、時間的な問題もありますけれども、もう壊れたら、今度は今までよりもっと大きな浸水被害になるよという可能性があるということを知らせるということは、非常に大事なことじゃないかと思うんだけれども、多分そのシステムがないんですよ、排水機場に関しては。

それは、大雨が降つたときには、青パトとか洪水とか危ないと言うけれども、ハザードマップも事前にあるけれども、それは、排水機場が機能しているときと機能していないときは、また条件が違うもん。そのことに対する違いのときの対処の仕方というのは、今後考えなきやいけないんじゃないかなと思うけれども、どうでしょうか。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

委員のおっしゃるとおりでございます。

今回の大雨を受けまして、1つ課題でありましたのは、リアルタイムに稼働状況というのが我々としても把握できてないというのは、すごく課題だというふうに思つてます。

今後の対応について、そのハード、ソフト、ハード面はもちろんですけれども、ソフト面をいかに充実させて、今回のような被害

が起こったときに、家屋、人命の被害を最小限にするということも併せて考えていかないといけないというふうに思っています。

ですので、先ほど前川委員のときにも申し上げましたように、BCPですとか、そういうその事前の備えというのを、今後より充実するように進めていきたいというふうに思っております。

○城下広作委員 なぜそれを言うかというと、私も、現場で何か所か行って、今までここまで水が来たことがないと。それは、排水機場がちゃんと動いていたときだと思うし、あんまり大潮ともかぶらぬときだったとも思います。

ところが、ここまで来るとは思わなかつたということは、結果的には後で分かるけれども、そこは排水機場が動いてなくて、結果的にそれがいつもよりもとんでもないような形のものになったと。もしそういう状況であそこが壊れたとなつたら、普通の状況とは違うかもしれないなということで、いわゆる逃げるというか、予防するという発想が出てくるだろうと思うんですね。

だから、今後は、そのハードのことも、ソフトのことも、しっかり伝達というやり方、方法、伝え方、これは検討したほうがいいと思いますけれども、どうですかね。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

委員御指摘のとおりでございます。動くとき、動かなかつたとき、どうするかということは、市町村の農林部局だけではなくて、危機管理部局も含めて一緒になって検討していくべき問題だというふうに考えております。

○城下広作委員 よろしくお願ひします。

○河津修司委員長 ほかにはございません

か。

○山口裕委員 追号資料の9ページを参照をさせていただいて発言をさせていただきます。

先ほどから話題になっております排水機場の話なんですが、発災直後から、県におかれでは、農林水産部におかれでは、上天草市にも出向いていただいて御対応いただき、そしてまた、壊れている排水機の修復に力を貸していただいておることに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

その後、様々な策を講じて、仮の排水ポンプであったり、そういった設置も御協力いただいたということで、まずは、皆さんの頑張りに感謝を申し上げなければいけないなというふうに思っております。

その上で、今から進めていかれる復旧なんですけれども、この状況を見ておって、先ほど前川委員からも発言があったように、今回受けた被災の状況、浸水、冠水をどう防ぐのかというのが一番の課題かなと思っておりまして、皆さんの力を借りることは当然なんですが、今の排水機場の現状を見て、例えば早期に復旧に取り組める環境だったかというと、例えばえらい遠方の業者のお力を借りぬと達成できないとか、そしてまた、構造上も、例えば配電盤の問題があって、本体の話があつたりするわけですけれども、配電盤を変えてみないと分からぬ、そしてまた、本体も、その後動かしてみないと分からぬ、そんな感じであつて、2段、3段と、その復旧には手間がかかるということがちょっと分かったかなと思っております。

すごく自説的な考え方なんですが、もうちょっと同じ排水機のメーカーにあっては、共用できる部分が多々あってもいいんじゃないかなというふうにも感じたりするところです。構造上何か違うとか、そういったことは様々ありますながらも、今後、例えば更新に当たって

は、そういった対応が早期にできる設計であつたり、その後の発注の状況であつたり、この辺りにも配慮していただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

委員おっしゃられましたとおり、復旧に当たりまして、なかなか、この排水機場というのが、オーダーメードで造られた施設と、あと規模も大きいということをございまして、なかなか市販品というのを引用して対応するというのが難しい状況でございました。

1つは、大手メーカー、国内メーカーございますけれども、日頃から、先ほど申し上げましたようなB C Pのようなところで、うまくそのソフト、初動対応というのを早くできるような協定なり仕組みなりというのを考え備えておくということが必要だというふうに思っております。

また、ハードの面につきましては、現在、国交省のほうで、マスプロダクトというような取組ですけれども、おっしゃられましたように、排水機場のエンジンの部分を車のエンジンを引用して整備をするというような、そういう試行的な取組もなされております。そうすれば、今回のような電気機械というのを外から持ってくるのに時間がかかるということが、ある程度防げる可能性もあります。

で、これを直ちに適用できるかというのは検討の余地はございますけれども、そういった国の動きなんかも含めて、よくよく対応については検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山口裕委員 その後、流域治水の話があつたので、幹部の方の見解を聞きたいんですが、もう本当に地元の方がその地域で安心して暮らしていただける環境は、まずは、冠

水、そして浸水をなくすことだなと思っております。

うちは、二級河川が今回浸水被害が広がった地域では2本あるんですが、その両方の河川ともそんなに延長が長くない河川であつて、様々な策を講じようとしてもなかなか、今の流域治水の観点を導入しようとしても、なかなかそれがうまくいくとも考えられない。

そういった中で、やはり安心、安全をもたらすためには、先ほどあったように、私も、新たな視点で完結できる、河川整備と同時に完結できる、そんなアイデアを出してほしいなど、計画を出してほしいなと思うんですが、なかなかそれが明らかになるまで時間もかかりそうですし、復旧をやっていただく、これを一義的に考えながらも、次の方策を自治体と一緒にになってどうやって進めていくか、急いで考えていただきたいなと思うんですが、そのお考えをちょっとでもお聞かせいただければと思いますが。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

委員おっしゃられるように、今後、次のステップの復旧、復興に向けて、どういうふうにしていくか、住民の方が安心して暮らせるようなまちづくりというのをどうしていくかというのは、本当に非常に重要な課題だというふうに思っております。

今の段階で、こういうものを組み合わせればうまくいくというのが、なかなかこう言えない状況ではございますけれども、1つには、やっぱり治水の関係でもございますので、河川管理者である土木部といろんな話をしながら、少しでもその流出を遅らせられるような方法ですとか、そういったことを検討していきたいと思います。

なかなか、大きな平地ですと、緑の流域治水のときのように田んぼダムというような新

しい切り口というができるんですけれども、どうしても上天草の松島付近では、その効果というのも限定的だというふうには思っております。何かこう既存の取組、それから新しい発想で、うまく地域の方が安心できるようなものというのは模索していきたいというふうには思いますが、すみません、今の段階ではなかなか申し上げにくい部分でございます。

○山口裕委員 最大限力を尽くしていただければありがとうございます。よろしくお願ひします。

○河津修司委員長 ほかにございませんか。  
——ほかには質問ございませんか。

○山口裕委員 あと1点よろしいですか。

緊急の治山事業について、11ページなんですが、私の地域もかなりお世話になるので、どうぞよろしくお願ひしますが、まず一言目なんですが、今回出されている分が、大体その被害のあった箇所の1割程度って先ほど説明があったと思うんですけれども、その後、緊急性がないので事業をしなくていいのか、もうちょっと何かやらなければいけない箇所があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

委員おっしゃったとおり、緊急治山は採択要件がございますので、人家10戸以上、あるいは国県道、市町村道等に直接的に被害が生じたもの等でございます。残りの箇所については、来年度から治山の激特事業に取り組みたいと思って、今情報収集をして、国と協議を進めようとしているところでございます。また、いろんな事業のメニューがございますので、激特に限らず、復旧治山あるいは緊急

総合事業、いろんなメニューを組み合わせながらやっていこうと思っています。

また、小規模なものについては、市町村が主体となった事業あるいは国庫補助を受けられないものについては、県営の単県の治山事業、そういうものを組み合わせて、全箇所かどうかは分かりませんけれども、しっかりと復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山口裕委員 現場を見ておりまして、緊急性の高いところにはしっかりと今回の対応をしていただけるというふうには思っておりますが、崩落した箇所はかなりあります、自治体等も含めて、今後発注等にも心配があるんですけども、それでも、なるだけ安心感をもたらすため、まずは緊急対策をやっていただいて、その上で、また来年度以降もたくさんの事業が出てくるなど、ちょっと推察はするんですが、そういったところにも頑張っていただければ、そしてまた、予算の確保も重要なんですが、人の確保って大丈夫かなってちょっと思ったりするんですよね。

例えば、現場の作業もそうだし、今回の災害の対応を進める行政にあっても、なかなか職員の確保も大変なんじゃないかなと勝手に推察してるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○山下森林保全課長 まず、事業者の方でございますけれども、今回の災害は、山腹の崩壊、あるいは溪流の荒廃ということですので、大きく分けると、工事の発注種別でいくと、のり面処理工事と土木一式工事というふうに分かれると思います。

全県的に見ると、今は、のり面処理工事は、不調、不落は少ない。地域によっては、土木一式の——ランクを言っていいか、A1なんかでの不調も生じているということありますけれども、天草については、今のとこ

ろ、不調、不落はないと、ほとんどないということで承っております。

山腹工事については、全県一区でのり面処理でやりますので、不調、不落がないように協会と連携をして、協議をしながら進めていきたいと考えております。

また、行政の職員の手当てでございますけれども、今回の災害が著しかった八代、それと宇城、上益城、それと天草については、今後、職員をせり出して、当面2名を追加して緊急治山の対応に当たるというふうに考えておりますし、その他、他県への応援等も含めて今検討しているところでございまして、執行に不足が生じないようにきっちと対応していきたいと考えております。

以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

すみません。お答えの訂正をさせていただきたいと思います。

冒頭、前川委員への御答弁のときに、168の排水機場のうち動いてない機場が9機場というふうに申しました。その9機場を全て県営で復旧するような御説明をしてしまったが、1か所は市が対応するということで、県では8か所対応するということでございます。

以上でございます。

○前川收委員 この1か所は、やっぱり政令市の関係で直轄になるんですか。それとも、どういう契約なんですか。

○大森農地整備課長 団体営の災害として、具体的には玉名市さんが対応されるというものでございます。被害の程度によりまして、市が対応すると……。

○前川收委員 分かりました。ありがとうございます。

ざいます。

○河津修司委員長 ほかには質問ございませんか。

○幸村香代子委員 説明ありがとうございます。

予算関係及び条例等関係の12ページのトマト苗の確保に関する助成というところでお尋ねをしたいんですが、御存じのとおり、八代は非常にトマト生産地でもあり、今回の豪雨災害で非常に大きな被害を受けました。ちょうどその時期が苗の植付け時期とも重なっておりまして、もちろん苗を準備されていたところもあるし、注文をしてたけれども、畠がやっぱり被害に遭って、乾燥が間に合わなくて苗自身を廃棄しなければならなかったということで、その後の苗の確保に対しては、非常に心配をされていたんですが、現在の状況の中で、このトマトの苗の確保ということが順調にいったのかということと、現在の生産状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

今御指摘がありましたとおり、トマトについては、定植直前の苗が浸水被害を受けまして、使用できなくなった苗というのが約195万本ほど出てきております。これについては、約100ヘクタールの栽培面積に相当するものでございます。

そういう中で、産地のほうでは、まず、殺菌剤の散布など苗の生育回復に努める、それから、従来の1本仕立てという仕立て方があるんですけども、それから2本仕立てに変更するということで、これで必要苗数を半分に減らすことができます。

それから、農家自ら不足する苗を種苗メーカーに発注をされたり、あるいは、県の野菜

振興協会のほうでも代替苗というのを確保しましたので、そういうものの利用ということで、これらの取組をされて、一部、約1割ぐらいは定植が遅れたというふうに見込んでおりますけれども、被災前に計画をされていた作付面積とほぼ変わらないぐらいの今定植ができているんじゃないかなというふうに思っております。

農産園芸課は以上でございます。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。  
ほぼ順調にというか、1割ぐらいは遅れたけれども、作付面積、ほぼ済んだといったところで、今御説明を受けて安心をいたしました。

やはり作付が遅れたということで、この後のやっぱり収益あたりにどう影響してくるかということも心配をされていますので、引き続き状況の確認はお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○河津修司委員長 よろしいですか。  
ほかに質問ございませんか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第8号、第14号から第17号まで、第24号及び第58号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮

りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告資料1の令和7年8月10日からの大雨による農林水産関係被害及び対応についての資料をお願いいたします。

1ページをお開けいただけますでしょうか。

まず、県内の被害状況でありますけれども、農林水産関連の被害額は861億円、これは9月25日現在確定という形になっております。

これは、部長の御挨拶の中にもありましたとおり、熊本地震、令和2年7月豪雨に次ぐ過去3番目の大きな被害額となっております。

被害額の内訳としましては、上から順に、農作物等で16億、これについては、イグサ原草や畳表の冠水被害、さらにはトマトをはじめとした野菜苗の冠水被害等も含まれております。

次に、農業施設等では、ハウスの暖房施設や農機具の浸水被害のほか、鶏舎倒壊等で59億円の被害が生じております。

農地、農業用施設では、農地への土砂流入や畦畔崩壊、用排水施設の被害等で605億円の被害額となっております。

林業においても、林道の施設でののり面崩壊や山腹崩壊等で177億円、水産では、漂流物防止フェンスの破損等で3億円の被害となっております。

なお、一番右側の欄には、被害地域を書いておりますけれども、見ていただきますと、県央、宇城、玉名、八代、天草を中心に、県内全域で被害が生じているのが見て取れるかと思います。

次のページをお願いいたします。

こちらは、被害状況の写真でございます。

全ての被害地域をお示しすることは難しいため、主な被害写真を掲載しているところでございます。

農業関係では、平たん部では、大豆の冠水やハウスの浸水によるトマトをはじめとした苗の冠水被害のほか、浸水によるイグサ原草、畳表への被害、また、中山間地域では、ショウガ圃場への土砂流入などを位置図に掲載しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは、農地、農業用施設、山地、林道、水産関係の被害状況でございます。

玉名や天草等での排水機場の冠水や山間部でののり面、山腹崩壊、林道災害や、海のアサリ、ハマグリの保護地区の柵の被害等を記載しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

県におきます事業継続、再開に向けた支援の取組状況でございますが、まず、発災直後から、支援相談窓口を県内11か所に設置し、資金や農業技術面での相談対応を行いました。

また、農業関係では、トマトをはじめとする野菜苗、イグサ、大豆、さらには排水機場といった4つのプロジェクトチームを設置し、被災状況の把握や今後の対応を検討するというところで進めているところでございます。

市町村との連携では、県としては、災害調

査等に係る技術的助言等の伴走支援を、また、干潟の漂着物、漂流物等の調査を実施しております。

さらには、国のほうにもいろんな支援をいただいておりまして、九州森林管理局では、ヘリによる被害調査の実施もしていただいております。加えまして、農林水産省・サポート・アドバイスチーム、いわゆるMAFF-SATによるプッシュ型の支援もいただいておりまして、被災状況の把握や応急ポンプに係る技術指導等もいただいているところでございます。

次、最後のページをお願いいたします。

これから、応急対応、対策、復旧、復興へのフェーズに移行してまいります。そのために必要となる支援策について、主な国の支援策を掲載しているところでです。

説明は、予算の中にも出てまいりましたので、細かいことは割愛させていただきますけれども、これらの支援策をフル活用しながら、今回の定例会で計上しております対策予算を合わせて効果的に活用するなど、引き続き、市町村等と連携をしながら、農林漁業者の経営継続発展を支援してまいります。

農林水産政策課からは以上でございます。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

報告資料の2、農産物輸送状況調査結果について御報告させていただきます。

1ページをお願いいたします。

4月の委員会の際に、前川委員から御要望がありましたら、2024年4月以降、トラックドライバーの時間外労働の上限規制などが適用されたことに伴います諸問題、いわゆる物流の2024年問題に関しまして、本県の農産物の輸送にどのような影響が出ているか、今回、荷主と物流事業者の双方を対象とした調査を実施しました。

2の調査結果ですけれども、まず、(1)物

流の2024年問題の影響につきましては、荷主、物流事業者とも約9割が何らかの影響があったと回答がございました。

主な事柄といたしましては、輸送コストの上昇、着荷までの日数、時間の増加などが上げられております。

2ページをお願いいたします。

(2)輸送効率化対策の進捗状況でございます。

対策が進んだ点といたしましては、荷主側の意識醸成ということで、荷主と物流事業者の話し合う機会が増加して、対等な関係で話ができる環境が整ってきております。

また、トラックドライバーの働き方改善に向けた対応につきましては、出荷先の集約による輸送効率化、また、選果後3日目販売から4日目販売にすることでの適正な輸送時間の確保などが上げられております。

3ページをお願いいたします。

一方で、改善が必要な点としましては、荷役作業の省力化と効率化でございます。

現在も、農産物に関しましては、手作業によるばら積みがほとんどとなっております。また、出荷先市場では、荷下ろしの際にパレット積みの荷物が優先されまして、ばら積みの荷物は待ち時間が大変長くなるというような傾向がございまして、荷役作業の時間の削減の観点のほか、また、ドライバーの確保のためにも、パレット化が必要となっております。

4ページをお願いいたします。

(3)運賃交渉等の状況につきましては、対策が進んだ点としましては、荷主側は、運送会社からの運賃値上げの協議には、ほぼ応じているというような状況でございます。また、荷役作業分の料金につきましても、運賃とは別に支払う荷主が増えてきている状況でございます。

改善が必要な点としましては、人件費や燃料費等の増加分を十分に反映しました運賃の

値上げ、また、輸送効率化によるコスト削減が必要となっております。さらには、運賃の値上げを生産者のみの負担としないような仕組みも必要と考えております。

5ページをお願いいたします。

3の調査結果分析でございます。

今回の調査結果を踏まえますと、全体としましては、荷主と物流事業者双方の努力によりまして、県産の農産物を首都圏等まで運べなくなるといった、そのような状態にまでは至っておりません。

しかしながら、今後もドライバー不足はさらに進むと予想されておりますので、さらなる輸送効率化等の取組が必要であると考えております。

調査結果を踏まえました課題としましては、①関係者の意識醸成、②さらなる輸送効率化に向けた基盤整備、③市場や消費者等も巻き込んだ持続的な流通の仕組みと、3つ上げさせていただいております。

今後、それぞれの課題に対しまして、右側に記載しております今後の対応の方向性でございますけれども、①関係者の意識醸成に向けた活動、それから、②基盤整備支援、そして、③国や関係者への働きかけなど、こういった取組を進めまして、本県農産物を持続的かつ安定的に消費地へ出荷できる流通体制の構築を図ってまいります。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

報告資料3、営農継続に向けた取組について、農村計画課と畜産課から御報告いたします。

1ページをお願いします。

左側、Iの農地確保対策のマッチング支援では、地域計画などの情報を活用し、マッチングの加速化を進めてまいります。また、進

入路の拡幅など、簡易な整備により、農家同士の代替農地確保が加速化するよう、現在整備要望調査を行っており、一部の農地では、年度内に着手できるよう検討を進めております。

農地整備支援では、旧大津牧場跡地での県営モデル事業が、8月中旬に国の補助事業として採択されました。現在、年度内の工事着手に向け、詳細設計を進めているところです。

右側、Ⅱの畜産農家営農継続対策の2つ目の丸の段落ですが、家畜排せつ物処理では、スラリー散布時の臭気対策や堆肥の広域流通に向けた実証事業を新たに開始しました。

全体構想策定では、アンケート結果を基に、畜産営農継続構想を7月に策定し、国へ緊急要望を実施したところです。

2ページをお願いします。

上段、1の図では、マッチングの加速化のイメージを表しております。

今後、G I Sなどを活用して、将来の農地の状況見える化する中で、マッチングの深化を図ってまいります。

下段、2の簡易な基盤整備支援では、現在、関係農家の方々と、今年度及び次年度の事業実施に向けて、関係市町と連携し調整を進めているところです。

3ページをお願いします。

旧大津牧場跡地での県営モデル事業の状況です。

左側写真の中で、赤で着色しております真木地区に、今年度8月から着手いたしました。青色で着色しております古城地区につきましては、農振農用地編入などの手続を行った上で、次期工事として、来年度から着手する計画としております。

これらの整備により、右側の表にございますけれども、約6ヘクタールの農地が新たに確保できる見込みでございます。

農村計画課は以上です。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

4ページをお願いします。

畜産経営継続に向けた実態意向調査でございます。

菊池地域の肉用牛、酪農経営全戸を対象に調査を行った結果、若い世代、後継者がいる農家で規模拡大の意向があり、地域全体としては、飼養頭数が大きく変動しないことが分かりました。

一方で、特に堆肥、スラリー散布に危機感を抱いていることから、ソフト面では、臭気対策や堆肥の広域流通の実証、ハード面では、堆肥舎の整備等に対する支援が必要であるというふうに考えております。

次、5ページには、畜産営農継続構想の概要を5つのエリアに分け、主な取組等について掲載しております。

畜産課は以上でございます。

○河津修司委員長 以上で報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川收委員 農産物輸送状況調査結果ということについてでありますが、まずは、きっと物流事業者や荷主の皆さん方から、こういった調査をしていただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思っております。

熊本県の取組は、恐らく関東周辺のところはあんまり取り組む必要もなかったんでしょうけれども、やっぱり遠隔地になると、2024年問題というのは非常に大きな課題でありましたから、この後どういうことになるのだろうかということを心配しておりましたけれども、先ほどのお話では、1日遅れて4日目販売ということが大前提ではありますけれども、物流が滞るようなことにはならなかつたということでおかがたく思ってますし、あのときやっていただいたホワイト物流のやり方

の中に、荷主の皆さん方もしっかりと対象とした取組をやっていただいたということは、その機運醸成も含めて非常にいい形になっているんだなというふうに思っております。

ただ、現場は、なかなかそのアンケート調査とは違って、まだまだ厳しい面がたくさんあるというお話を伺っておりますので、ぜひこれから取り組んでいただきたいなと思っていいることは、まずはやっぱりパレット化ですよね。

この間も言いましたけれども、大阪の市場に見に行ったら、熊本からのトラックが手下ろしで積卸しをしていた現場を私は見てしまいました。あのとき一緒に行ったのは、多分私だけかな。執行部は何人かいらっしゃると思いますけれども、もう何とかしてくださいという話があって、ほとんどやっぱりパレット化されている中にあって、熊本からのトラックは手積み、手下ろしでなさってて、ドライバーの方がもう非常に苦労して下ろしてらっしゃる姿を見ましたし、ここに書いてあるとおり、後回しですね、やっぱり。パレットの人は早いんですよ、ぱっぱ下ろせますから。一番最後に残ってやってらっしゃる姿を見て、これは早くパレット化を進めないかぬなということをしっかりと考えたところでありますので、ぜひ、やっぱりパレット化というものについては進めてもらいたいと思います。

もう1つ、これはもうここであんまり議論しても仕方ない話ですけれども、かかった経費を価格転嫁できない。これはもう前から話をしている農産品もしくは第一次産品の非常に究極的な課題でありますけれども、本来、トラック輸送にかかった費用が掛かり増しすれば、それはやっぱり価格転嫁するので、普通の産業はみんなそうです。全部そうです。でも、一次産品は、やっぱりそのときのそれぞれ競りで決まりで決まりますから、競り値の中に全部入ってなきゃならないんだけれど

も、それが入っているかどうかなんて全く分かりません。入ってないと言っていいでしょう。

だから、ここにも書いてあるように、生産者が負担するということですけれども、一般的には、こういった製品というのは、全部消費者が負担するべきであります。それが一般的な経済だと思います。それができないから農業者や一次産業に従事する人は厳しいんだというふうに思ってますので、そのことは問題意識としてしっかりと取り組んでいただければありがたいなと思ってます。

私たちは、政治的にも、この件にはずっと取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、引き続き、流通業者だけじゃなくて、荷主の皆さんにも御理解いただける対策というものを継続していただきますように要望して、私の意見は終わります。

質問はございません。ありがとうございました。

○河津修司委員長 答弁いいですか。

○前川收委員 いいです。

○河津修司委員長 ほかに質問ありませんか。

○山口裕委員 私も、この農産物の輸送について1つ。

以前から私も発言させていただいておりますけれども、天草は、輸送の条件とすれば、かなり不利な地域だと認識しております。

そういう中で、流通アグリビジネス課は、昨年からしっかりと、地元のJAさん、出荷に関わる人たちと協調しながら、輸送の効率化について議論も進めていただいたかなというふうに思っております。

そういう中で、地元で生産された農産物

をどう消費につなげていくか、地域で消費するんだという意見も出てきましたし、様々な考え方方が整理できたんじゃないかなというふうに思っております。

それをどうやって形にしていくか、そしてまた、今後県外の市場に出すときに、どうやって農産物を生産し、市場に送り出していくか、すごく重要なヒントを今回の調査である程度考えていただける環境が整いつつあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう流通関係のみならず、地域農業の一つの形が求められるような状況でもありますので、熱いうちにしっかりと地元で議論が行われて、そんな投げかけをしていただければありがたいなと思って発言させていただきました。よろしくお願ひします。

○河津修司委員長 答弁は要らぬですか。

○山口裕委員 要りません。

○河津修司委員長 ほかに質問はございませんか。——ないようでしたら、これで質疑を終了します。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○城下広作委員 ちょっと確認をさせてください。

多分林務なのかなと思いますけれども、上天草から天草にかけて、国道沿いから見る限り、松くい虫が激しいんですよ。相当、至るところでもう赤くなって、松が早く紅葉しているといえばそれまでなんですけれども、もう完全に松くい虫にやられて見苦しくて、観光地なんですよ。

ところが、これは個人の山の分だから、もう致し方ないというふうに考えるのか、いや、その松くい虫というのは、ずらっとなると全滅しますもんね。これをどうするのか。

何本かは伐採しているんですよ。国道沿いの分のと、それは見てます。

ただ、それだけでは全然追いつかないような形で、相当松くい虫があつて、過去に天草に松くい虫が物すごくいたときに、大がかりなことをやつたけれども、あれは国がやつたのか、どこがやつたのか、ちょっと分かりませんけれども、その辺の対策の認識というのを、全く考えてないのか、あるのか、それだけ。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

松くい虫被害対策につきましては、松林が多い天草地域、玉名地域、阿蘇地域などで実施をしております。

対策としましては、まずは、マツノマダラカミキリ、これを駆除するための薬剤の地上散布を行っております。そして、直接的に松を枯らす松の材線虫という線虫がありますが、これを駆除するための樹幹注入というのをやっております。

もう一つは、併せて枯れた木ですね、枯損木の伐倒駆除というものを行っております。これは、県が補助をして、各市町村において取組を行っていただいているということでございます。

この中で、事業量が最も多いのは、上天草市でございまして、本年度は、地上散布は47ヘクタール実施をするようにしております。それと、樹幹注入につきましては、大矢野側から行った3号橋を渡って池島という島がありますけれども、そこで樹幹注入を200本、それと伐倒駆除を150立方ということで、道路沿線については、これは土木部が対応しておりますけれども、それ以外については、松くい虫防除事業等で防除対策を行っているということでございます。

委員御指摘のとおり、昨年、今年と松枯れが拡大をしているという実態というのは我々

も把握をしておりまますし、この状況を見ると、対策の強化が必要であると認識をいたしております。

ということで、現在は、次年度に向けて対策の強化を図りたいということで検討を進めているという状況でございます。

以上です。

○城下広作委員 よろしくお願ひいたします。

帰るたびに何か悲しい思いをしなきやいかぬ。松の緑が赤に変わって枯れてという形の分だから、よろしくお願ひします。

○山口裕委員 実は、山下課長と昨日打合せをしまして、松の発言をさせていただきますよということは、私も申し伝えておりました。

やはり2年前にもこの委員会で発言させていただいたて、松島から松がなくなつて島になるという話をさせていただいたて、これは地元の人が言つてゐるんですからね、そういうつた状況であった。

そのときには、例えば、先ほど答弁で出た池島という島に、実は、地元地域づくりの皆さんが、耐候性の松を植樹していただいた。それはまだ無事だったんですよね、その時点では。しかしながら、今年になつたらもう全て枯れてしまうような状況になつてしまつて、皆さんもこれまでしっかりといろんな知恵を生かしながら努力をしていただいておるとは思いますが、なかなか、猛暑が影響したのか、今年は特に松枯れの被害が一気に進んで、様々な場所でもう松枯れしている状況になつてきたなと思っております。

上天草も、国から分配していただいている森林環境譲与税を全額ほとんど松にやっているんですが、そういうつた中でも追いつかない状況であります。

先ほど城下委員のほうからもありましたよ

うに、島嶼部の観光地として、松が私たちの地域の宝でもありますし、これまで、例えばヘリコプターによる散布等は、いろんな問題を指摘されて、今実施できていない、そんな状況もありますので、今後は、しっかりと新たな考え方で、皆さん取り組んでいただければと思います。

何かありましたら、どうぞ。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

従来、松島町の千巖山周辺では、ヘリで空散を行つておりましたけれども、先ほどのとおり、環境保全という観点で、現在は地上散布を行つてゐるということでございます。

民間の団体のお話もありましたけれども、明日の松島を考える会というところで、枯れたところには植栽を行つておられると、そういうところに県の水森税を活用した支援も行つております。

我々としては、市町村あるいは団体が行われるそういう活動に対して、できる限りの支援をしたいということで、今後も取り組んでまいりたいところであります。

松林というのは、白砂青松と言われるような景観の保全、それと、松島の小島も含めた松林というのは、雲仙天草国立公園の重要な構成要素でございますので、これはきつと守つて次世代に引き継いでいくという決意で取り組んでまいります。

以上です。

○山口裕委員 1点ちょっとすみません。

やっぱり伐倒も重要だと聞いております。線虫を選別されるのも伐倒が重要で、かなり根までしっかりと対応しなければいけないということを聞いておりますが、これが結構作業に費用も人もかかるんですよね。

ですので、今後何かこう新たなやり方とか、そういうものを示していただけるとあ

りがたいなと思っております。  
以上です。

○河津修司委員長 ほかに何かありませんか。——なれば、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長